

毎週月. 水. 金曜日発行

富山県報

令和 7 年10月24日

金 曜 日

第5440号

目 次

規 則

- 富山県庁舎等管理規則の一部を改正する規則 1

告 示

- 道路の区域変更 2

- 道路の供用開始 3

公 告

- 開発行為の工事完了 4

- 交番ネットワークカメラ等整備業務委託に係る一般競争入札の実施

規 則

富山県庁舎等管理規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年10月24日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県規則第51号

富山県庁舎等管理規則の一部を改正する規則

富山県庁舎等管理規則（昭和41年富山県規則第46号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

3 この規則において「室」とは、室課等がその分掌事務を行うために使用する部屋等（所管の分室、会議室、倉庫、電気施設、危険物貯蔵所等を含む。）をいう。

第4条第1項中「室（所管の分室、会議室、倉庫、電気施設、危険物貯蔵所等を含む。）」を「室の管理に関する職務を行うため、室」に改め、同条第2項中「課室長の職にある者」を「本庁舎の室にあつては室課長の職にある者を、それ以外の庁舎の室にあつては管理責任者が指定した者」に改め、同項ただし書中「の課室」を「の室課等」に、「課室長」を「者」に改める。

第15条第1項第1号中「第13条」を「第13条第1項の規定による許可を受けないで同項各号に掲げる行為を行い、又は同条」に改め、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、「管理責任者」の次に「又は室管理者」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 室管理者は、前項第2号に該当する者に対し、室への入場を拒否し、行為を禁止し、又は室からの退去を命じ、若しくは物件の撤去を命ずることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(財産管理室)

富山県告示第397号

道路の区域変更について

次のとおり道路の区域を変更するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において10月24日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和7年10月24日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類 及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メ ー ト ル	延 長 メ ー ト ル	縦覧場所
県道 黒川滑川線	滑川市柴1500番から 滑川市柴 234番 2 まで	変更前		最大 18.6 最小 6.9	302.6	新川土木 センター
		変更後		最大 17.9 最小 6.9	302.6	

県道 富山立山魚津線	滑川市柴 246番から 滑川市柴 215番 3 まで	変更前		最大 9.4 最小 8.0	67.9	新川土木 センター
		変更後		最大 32.0 最小 8.0	67.9	
県道 小矢部福光線	小矢部市平桜6612番から 小矢部市平桜6824番まで	変更前		最大 26.6 最小 14.0	42.8	高岡土木 センター 小矢部土 木事務所
		変更後		最大 44.4 最小 15.1	42.8	

富山県告示第398号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において10月24日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和 7 年10月24日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類 及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
一般国道 359号	小矢部市平桜6458番 2 から 小矢部市平桜6428番 2 まで	令和 7 年10月24日	高岡土木 センター 小矢部土 木事務所
県道 小矢部福光線	小矢部市平桜6612番から 小矢部市平桜6824番まで	令和 7 年10月24日	高岡土木 センター 小矢部土 木事務所

公 告

開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第29条の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和7年10月24日

富山県知事 新 田 八 朗

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	公 共 施 設		開 発 許 可 を 受 け た 者	
	位置・区域	種 類	住 所	氏 名
中新川郡立山町沢端29番外10筆並びに野町431番及び野町字甚左エ門30番				立山町

交番ネットワークカメラ等整備業務委託に係る一般競争入札の実施

交番ネットワークカメラ等整備業務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の6 第1項の規定により公告する。

令和7年10月24日

富山県知事 新 田 八 朗

1 入札に付する事項

(1) 委託業務の名称及び数量

交番ネットワークカメラ等整備業務委託 一式

(2) 委託業務の仕様等

入札説明書による。

(3) 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

(4) 委託業務の実施場所

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和 7 年富山県告示第 118 号）第 1 の規定に該当しない者であること。
- (2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和 62 年富山県規則第 17 号）第 86 条第 3 項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (3) 富山県内に事業所を有する者であること。

3 入札に参加する者に求められる義務

- (1) 本件入札に参加しようとする者は、入札説明書に定める提出書類（以下「応札仕様書等」という。）を提出期限までに、4 (1) に掲げる場所へ提出しなければならない。

なお、提出した応札仕様書等に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (2) 応札仕様書等の提出期限

令和 7 年 11 月 12 日 午後 5 時 15 分

4 入札説明書の交付等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8570 富山市新総曲輪 1 番 7 号

富山県警察本部地域部地域企画課企画係

電話 076-441-2211

- (2) 入札説明書と仕様書の交付方法

令和 7 年 10 月 24 日から同年 11 月 4 日までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の午前 8 時 30 分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時 15 分まで、前記 (1) の場所において希望者に無料で交付する。

5 入札方法及び日時、場所

- (1) 入札方法

出場入札

(2) 入札及び開札の日時

令和7年12月16日 午前10時

(3) 入札及び開札の場所

富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部9階 901会議室

6 入札保証金に関する事項

免除とする。

7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

(3) 入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

8 入札の方法

(1) 入札書に記載する金額は、受託に要する一切の費用を見積もるものとする。

(2) 落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 落札者の決定の方法

(1) 有効な入札書を提出し、かつ、3の応札仕様書等の審査の結果、この公告及び入札説明書に示した業務を履行できると認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に係らない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

- (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。

